

◆直近事業年度における事業の概況

平成25年度〔平成25年度4月 1日から 平成26年度3月31日まで〕事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

(1)事業の経過及び成果等

<経営環境>

平成25年度のわが国経済は、企業収益が改善する中で、個人消費の増加や設備投資の持直しがみられるなど国内需要が底堅く推移し、景気は緩やかに回復してまいりました。また、年度末にかけては、平成26年4月の消費税率引上げに伴う駆込み需要もみられました。

生命保険業界では、お客さまの保険に対するニーズの変化を踏まえ、医療・介護・貯蓄分野における新商品の開発や保障の充実、付帯サービスの提供が進められております。また、収益の拡大を図るべく海外事業展開を進めるなど、今後の成長に向けた取組みが広がっております。

<事業の経過>

こうした状況の下、3ヵ年の中期経営計画「スミセイ中期プログラム」の最終年度である平成25年度は、引き続きブランド戦略^{※1}を推進する中で、お客さまに「住友生命ならでは」の価値をお届けすべく、営業職員によるサービス体制・販売体制の強化をはじめ、これまで進めてきた種々の取組みのレベルアップを図りました。

^{※1}：お客さまから見て「一番薦めたい保険会社」の実現に向け、「住友生命ならでは」の価値づくり、職員の意識・行動改革である「インナーブランディング」、社外へのイメージ戦略である「アウターブランディング」を推進する取組みです。

(サービス面・販売面の取組み)

個人保険分野では、営業職員を通じた保険販売を中心とし、対面での質の高いコンサルティングとサービスを通じた最適な保障の提供に努めました。また、多様化するニーズにお応えすべく、金融機関や日本郵政グループ各社を通じた保険販売に取り組むとともに、子会社を通じた保険ショップの展開などのマルチチャネル戦略を推進しました。

主要チャネルである営業職員を通じた保険販売については、営業用携帯端末「SumiseiLief（スミセイリーフ）」を活用し、ライフプランに応じて必要となる死亡保障額・介護保障額をシミュレーションすることができる「未来診断」を通じた分かりやすく納得感のあるコンサルティングの徹底に努めました。また、コンサルティング力のさらなる向上を図るべく、優秀な営業職員の採用に一層注力するとともに、入社初期の新人に対する教育の強化に取り組みました。さらに、ファイナンシャル・プランナー資格の取得推進を通じ、医療・介護等の社会保障や税制に関する知識の向上を図るなど、営業職員一人ひとりの販売スキル・お客さま対応力のレベルアップに努めました。

また、商品面では、お客さまのライフサイクルにあわせた合理的な形で死亡保障・介護保障や充実した医療保障を総合的に準備することができる「未来デザイン」や、がん保障特約「がんPLUS（プラス）」の販売を推進し、両商品の販売実績は堅調に推移しました。さらに、平成25年9月25日に、保険料を抑えて一生涯の死亡保障・介護保障に加え、資産形成機能も備えた終身保険の取扱いを開始しました。加えて、平成25年12月25日に、従来に比べて年金受取額の魅力を高めるとともに、保険料払込満了年齢や年金受取開始年齢の範囲を拡大した年金保険を発売しました。

このようにお客さまにとって魅力ある商品の提供に努めるとともに、付帯サービスの充実にも取り組んでおり、疾病の治療にあたってセカンドオピニオンを取得できるよう、医師の紹介・手配を行う「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス」や、介護関連の相談についてケアマネージャー等の専門家が電話や訪問によりお答えする「スミセイ ケア・アドバイス・サービス」を導入しております。

損害保険の販売については、三井住友海上火災保険株式会社との業務提携の下、同社の自動車保険・火災保険等の販売に注力しており、その中で、企業経営者や個人事業主の方が抱える様々なリスクをカバーするため、法人向け商品の販売にも積極的に取り組みました。その結果、個人向け商品・法人向け商品とともに、販売実績は好調に推移しております。また、こうした損害保険販売を一層強化すべく、営業職員に対する同社のサポートの充実を通じて、商品提案力・お客さま対応力のさらなる向上に努めました。

一方、お客さまサービスのレベルアップという面では、定期的な訪問活動や迅速で丁寧な対応の徹底に努めておりますが、その一環として、「SumiseiLief（スミセイリーフ）」に入出金手続き等、ご加入後の事務手続きをお客さまがその場で行なうことができる新たな機能「LiefDirect（リーフダイレクト）」を搭載しました。また、より一層の安心・満足の提供に向けて、保険金・給付金お支払時に

おけるお客さまへの着金連絡の徹底に加え、お客さまへの通知履歴を職員が参照できるシステムを構築することで、対応品質の向上を図っております。さらに、消費者問題の専門家等、社外の方々のご意見を踏まえながらお客さまへの帳票の見直しを進めました。

また、金融機関を通じた保険販売については、引き続き終身保険・年金保険の販売に取り組む中で、特に、平準払商品を取り扱う金融機関の拡大を図りました。さらに、平成25年10月1日には従来商品を改定し、将来金利が上昇した際に死亡保険金額が増加するしくみとした一時払終身保険を発売しました。なお、平成26年1月6日に、従来に比べて年金受取額の魅力を高めるとともに、保険料払込満了年齢や年金受取開始年齢の範囲を拡大した年金保険の取扱いを始めました。一方、日本郵政グループ各社を通じた保険販売については、健康に不安のある方でもお申込みいただける限定告知型の医療終身保険や、法人向けの定期保険の販売に注力しました。

さらに、住友生命グループ全体としてお客さまの多様化するニーズにお応えするための取組みを進めました。まず、保険ショップを展開している子会社のいすみライフデザイナーズ株式会社においては、引き続き新規出店を進めることで事業拡大を図りました。また、保険ショップや金融機関等を通じて医療保険を販売している子会社のメディケア生命保険株式会社において、引き続き医療終身保険「メディフィットA（エース）」の販売を推進しました。加えて、新商品の開発という面では、平成25年10月17日に、健康に不安のある方でもお申込みいただける限定告知型の医療終身保険を、平成26年1月22日に、3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）になった時の経済的負担に備える医療保障特約を発売しました。

企業保険分野では、法人取引の維持・拡大に向けて、各企業に対する制度提案コンサルティングを推進し、福利厚生制度の充実に資する商品の提供に努めるとともに、従業員の方々を対象としたライフプランに関するセミナー等を積極的に実施するなどサービスの充実に取り組みました。また、「団体定期保険入院保障特約」を改定し、短期入院等に対する保障の充実を図っております。

海外事業については、業務提携先であるベトナムのバオベトホールディングス（Bao Viet Holdings）において、平成25年10月より商品開発やシステム開発等の技術援助を開始しました。また、平成25年12月には、インドネシア大手国営商業銀行バンク・ネガラ・インドネシア（PT Bank Negara Indonesia (Persero) Tbk）、およびその生命保険子会社であるBNIライフ・インシュアランス（PT BNI Life Insurance）と新たに業務提携を行い、BNIライフ・インシュアランスの新株の引受けにより、同社発行済株式の約40%を取得することに合意しました。

(資産運用面の取組み)

資産運用面では、契約期間が長期にわたる生命保険契約の負債特性に応じて資産を管理するALM^{※2}の推進を基本方針として、超長期の日本国債を中心に投資を行い、安定した収益の確保と金利の変動に伴うリスクの削減を図りました。

その中で、日本国債と比較して金利が高く、資産運用収益の向上が期待できる資産への投融資に取り組み、特に、外国債券について国内および海外の金利動向等を見極め、為替リスクを適切にコントロールしながら投資を行いました。一方で、金融・経済情勢等の環境変化に適切に対応できるようリスク耐性強化に取り組んでおります。

※2：ALM（Asset Liability Management）とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。

(経営基盤の強化)

資本政策面では、経営基盤の強化および調達手段の多様化を図るべく、平成25年9月に米ドル建劣後特約付社債を発行し、10億米ドル（994億円^{※3}）を調達しました。また、平成26年1月には、平成20年度に調達した永久劣後ローン1000億円の期限前弁済を実施しました。

一方、経営管理面では、業務の健全性および適切性の確保に向けて、反社会的勢力に適切に対応するとともに、お客さま情報の保管体制の見直しをはじめとしたコンプライアンス態勢やリスク管理の高度化に努めました。

※3：通貨スワップを付したことにより確定した円貨額です。

<事業の成果>

こうした取組みの結果、平成25年度の業績は次のとおりとなり

ました。

個人保険・個人年金保険の保有契約全体の年換算保険料は、2兆1824億円(前年度末比1.5%減)となりました。新契約の年換算保険料は、前年の金融機関を通じた一時払終身保険の販売が高水準であった影響等により、前年比26.6%減の1267億円となりました。また、解約・失効の年換算保険料は、金融機関で過去に販売した変額年金保険において、金融市場の好転により、目標としていた運用益の水準に達したご契約で解約が増加したことの要因として、前年比6.2%増の1057億円となりました。保険契約の継続率^{*4}については、13月目継続率で96.5%(前年比1.1ポイント増)、25月目継続率で90.7%(同1.7ポイント減)となっております。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は31兆8902億円(前年度末比1.3%減)、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆6577億円(同1.3%増)となりました。

*4：保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目(13月目継続率　募集対象年月：平成23年11月から平成24年10月まで)、25月目(25月目継続率　募集対象年月：平成22年11月から平成23年10月まで)に継続している契約の年換算保険料の割合です。

【個人保険および個人年金保険】

・年換算保険料

	平成25年度末	前年度末比
年度末保有契約	2兆1824億円	1.5%減
うち生前給付保障+医療保障等	5073億円	0.5%増
	平成25年度	前年比
新契約	1267億円	26.6%減
うち生前給付保障+医療保障等	365億円	0.0%増

- (注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等(一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等)を計上しております。
 2. 生前給付保障の年換算保険料は、介護給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
 3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

・保険金額

	平成25年度末	前年度末比
年度末保有契約高	106兆3784億円	4.3%減
	平成25年度	前年比
新契約高	4兆4098億円	5.9%減
減少契約高	9兆1371億円	6.4%減

- (注) 1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。
 2. 減少契約高の主なものは、死亡・満期・保険金額の減少・解約・失効です。
 3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。
 4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

【団体保険および団体年金保険】

	平成25年度末	前年度末比
団体保険	年度末保有契約高	31兆8902億円
団体年金保険	年度末保有契約高	2兆6577億円

- (注) 1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。
 2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

収支の概況については、収入面では、保険料等収入が2兆5042億円(前年比20.4%減)、資産運用収益が8222億円(同8.1%減)となりました。一方、支出面では、保険金等支払金が2兆2135億円(同14.1%増)、資産運用費用が1942億円(同18.2%減)、事業費が3363億円(同7.2%減)となり、これらの結果、経常利益は2436億円(同6.7%増)となりました。これに特別損益を加えた結果、当期純余利は1289億円(同13.9%増)となりました。

また、当期末処分剰余金は1114億円(前年比1.5%増)となりました。

次に、基礎利益は、逆ざやを吸収したうえで3982億円(前年比6.6%減)となりました。当社では、変額年金保険について、期末時点の株価や為替の水準が満期まで継続したとしても将来の年金を確実にお支払いできるよう、法令の定めに基づき標準責任準備金を積み立てておりますが、当年度末ではこの積立てのうち427億円が戻入となり、前年度より減少しました(前年度末は872億円の戻入)。これが基礎利益減少の主な要因であり、この要因を除いた実質的な収益は堅調に推移しております。また、当年度決算においては引き続き内部留保を積み増し、財務基盤の強化を図っております。

続いて、年度末の総資産については26兆4773億円(前年度末比0.0%増)となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で23兆2159億円(前年度末比1.3%増)となりました。なお、逆ざやの改善等を図る観点から、平成18年度より、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。

次に、保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率は、888.2%(前年度末比55.4ポイント増)と引き続き十分な水準を確保しております。

<対処すべき課題>

当社では平成26年度より、3カ年の新たな中期経営計画「スミセイ中期経営計画2016」をスタートさせました。本計画においては、平成25年度までの3カ年計画「スミセイ中期プログラム」での取組みを加速し、ブランド戦略の進化と成長戦略のさらなるレベルアップに取り組んでまいります。

ブランド戦略においては、引き続き「住友生命ならでは」の価値の実現に向けて、対面によるコンサルティングとサービスの一層の向上に努めてまいります。特に、若年層を中心に生命保険加入率が低下しつつあり、こうした層の消費感覚に適応する新しいコミュニケーション戦略に取り組んでまいります。あわせて、お客さま保護の徹底や品質の維持・向上を通じてお客さまにとっての価値の向上を図りながら、経営資源を営業職員・マルチチャネル・海外事業といった分野に振り向けていくことで、住友生命グループ全体での成長を目指してまいります。

こうした取組みを進める一方、財務基盤の強化という面で、金融・経済情勢等の環境変化への適切な対応を通じて着実な運用収益の向上等に取り組むとともに、成長戦略を支える人財のさらなる能力発揮やグループベースでの経営管理のレベルアップなど、経営インフラの強化に取り組んでまいります。

本計画に掲げる種々の取組みを確実に遂行することで、引き続きお客さまから見て「一番薦めたい保険会社」の実現を目指してまいる所存です。

(2)財産及び損益の状況の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度(当期)
年度末契約高	兆 億円 個人保険 109 1259	兆 億円 102 7316	兆 億円 97 4876	兆 億円 92 9696
	個人年金保険 13 2982	13 4469	13 6181	13 4088
	団体保険 32 5640	32 3709	32 3065	31 8902
	団体年金保険 2 4302	2 4630	2 6248	2 6577
	その他の保険 2507	2437	2346	2282
保険料等収入	兆 億 百万円 3 0030 84	兆 億 百万円 2 5943 34	兆 億 百万円 3 1447 77	兆 億 百万円 2 5042 38
	資産運用収益 5329 85	6130 90	8946 22	8222 07
	保険金等支払金 1 9990 01	1 8945 24	1 9401 23	2 2135 32
	経常利益 1553 21	2040 57	2283 16	2436 84
	当期純剩余 1103 22	1099 56	1132 22	1289 60
	社員配当準備金繰入額 574 66	633 45	583 30	601 41
総資産	23 7368 71	23 9630 43	26 4641 07	26 4773 37

(注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険が含まれております。

2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。

a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。

b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

(3)支社等及び代理店の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)
支社	店 71	店 73	店 2
事業部	11	12	1
支部	1,516	1,441	△75
海外駐在員事務所	4	4	0
計	1,602	1,530	△72
代理店	498	496	△2

(注) 上記のほか、支社傘下の組織である営業支社を4店設置しております。

(4)使用者の状況

区分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	名 11,228	名 11,172	名 △56	歳 44	年 14	千円 340
営業職員	30,870	30,937	67	49		

(5)主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
シンジケートローン(平成22年1月)	102,500
住友生命劣後債権流動化特定目的会社	20,000

(注) 1. シンジケートローン(平成22年1月)は15社からの協調融資です。

2. 住友生命劣後債権流動化特定目的会社は、劣後債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、発行代わり金を劣後債権の購入資金に充当しております。

(6)資金調達の状況

平成25年9月に米ドル建劣後特約付社債を発行し、10億米ドル(994億円)を調達しました。
また、平成26年1月に永久劣後ローン1000億円の期限前弁済を実施しました。

(7)設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位:百万円)

設備投資の総額	18,277
---------	--------

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

□ 重要な設備の新設等

内容
クイーンズスクエア横浜売却

(8)重要な子会社等の状況

a. 子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
スミセイ情報システム株式会社	大阪府 大阪市	コンピューター 関連業務	昭和46年5月12日	300百万円	100%
株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング	東京都 新宿区	保険募集業	平成7年4月3日	200百万円	100%
株式会社スミセイビルマネージメント	東京都 江東区	不動産維持管理業	昭和42年6月1日	100百万円	100%
いづみライフデザイナーズ株式会社	東京都 港区	保険募集業	昭和58年1月4日	100百万円	100%
スミセイビジネスサービス株式会社	大阪府 大阪市	事務処理代行業	昭和60年1月4日	70百万円	100%
株式会社スミセイハーモニー	大阪府 大阪市	事務受託業	平成13年2月1日	50百万円	100%
住生物産株式会社	大阪府 大阪市	物品販売業	昭和44年1月13日	10百万円	100%
株式会社シーエスエス	大阪府 大阪市	収納代行業	昭和51年2月16日	10百万円	100%
メディケア生命保険株式会社	東京都 江東区	生命保険業	平成21年10月1日	27,500百万円	90.91%
スミセイ保険サービス株式会社	大阪府 大阪市	生保確認業	昭和53年5月1日	15百万円	80% (100%)
新宿グリーンビル管理株式会社	東京都 新宿区	不動産維持管理業	昭和60年10月30日	20百万円	3.53% (64.71%)
Sumitomo Life Insurance Agency America, Inc.	New York	保険仲介業	昭和61年6月4日	5百万米ドル (514百万円)	100%

b. 関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
日本ビルファンドマネジメント株式会社	東京都 千代田区	投資信託委託業および 投資法人資産運用業	平成12年9月19日	495百万円	35%
三井住友アセットマネジメント株式会社	東京都 港区	投資運用業	昭和60年7月15日	2,000百万円	27.5%
ジャパン・ベンション・ナビゲーター株式会社	東京都 中央区	確定拠出年金 運営管理業	平成12年9月21日	1,600百万円	15.95%
Bao Viet Holdings	Hanoi	金融持株会社	平成19年10月15日	6,804,714 百万ベトナムドン (33,190百万円)	18.00%

(注) 1. 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Bao Viet Holdings傘下の生命保険業を営む会社等5社も持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。

2. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。

3. 資本金の()内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。

<重要な業務提携の概況>

当社は、平成25年12月、インドネシア共和国の大手国営商業銀行であるバンク・ネガラ・インドネシア(PT Bank Negara Indonesia (Persero) Tbk)およびその生命保険子会社であるBNI ライフ・インシュアランス(PT BNI Life Insurance)と新たに業務提携を行い、BNI ライフ・インシュアランスの新株の引受けにより、同社発行済株式総数の約40%を取得することに合意しました。

当社は本提携を機にBNI ライフ・インシュアランスへ監査役および取締役を含む役職員を派遣し、バンカシランス、リスク管理、システム開発および資産運用などの分野で技術支援を実施するとともに、積極的に経営に参画してまいります。

(9)事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
平成25年4月2日	当社は、当社の子会社であるメディケア生命保険株式会社が行う300億円の増資の引受けを行いました(これにより、同社の議決権比率は80%から90.91%になりました)。

2. 会社役員に関する事項

(1)会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
横山 進一	代表取締役会長	・塩野義製薬株式会社 社外監査役 ・住友化学株式会社 社外監査役	
佐藤 義雄	代表取締役社長	・讀賣テレビ放送株式会社 社外取締役 ・社団法人生命保険協会 会長	
須崎 晃一	代表取締役	・公益財団法人住友生命健康財団 理事長	
浦田 治男	代表取締役	・株式会社ダイヘン 社外監査役	
橋本 雅博	代表取締役	・専務執行役員	
山口 博	取締役	・常務執行役員 [内部監査企画部、内部監査部]担当	
野呂 幸雄	取締役	・常務執行役員 [事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、支払管理部、保険金部、契約審査部、法人総合サービス部]担当	
本城 正哉	取締役	・常務執行役員 [ブランドコミュニケーション部、企画部、勤労部、人事部]担当	
篠原 秀典	取締役	・常務執行役員 [代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部、情報システム部、金融法人部]担当	
下村 弘之	取締役	・常務執行役員 [営業企画部、ウェルズ開発部、営業総括部、営業人事部、都心営業総局、大阪営業総局、北海道事業本部、神奈川・千葉事業本部]担当、[教育部(営業教育室)]副担当	
乾 真人	取締役	・サカタインクス株式会社 社外監査役	
藤 洋作	取締役	・関西電力株式会社 顧問 ・株式会社原子力安全システム研究所 代表取締役会長 ・エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 社外取締役 ・一般財団法人省エネルギーセンター 会長(代表理事)	
蒲野 宏之	取締役	・蒲野綜合法律事務所 代表弁護士 ・株式会社小松製作所 社外監査役 ・日本碍子株式会社 社外取締役	
藤沼 亜起	取締役	・日本公認会計士協会 相談役 ・住友商事株式会社 社外監査役 ・野村ホールディングス株式会社 社外取締役 ・野村證券株式会社 社外取締役 ・武田薬品工業株式会社 社外監査役 ・株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外監査役	
青戸 雅之	監査役	・メディケア生命保険株式会社 社外監査役	
八木 信之	監査役	・Bao Viet Holdings Member of the Supervisory Board	
本林 徹	監査役	・井原・本林法律事務所 パートナー ・株式会社日立製作所 社外取締役 ・日本電信電話株式会社 社外監査役	
大日向 雅美	監査役	・惠泉女学園大学大学院平和学研究科 教授 ・特定非営利活動法人あい・ぼーとステーション 代表理事	
杉山 武彦	監査役	・成城大学社会イノベーション学部 教授 ・原子力損害賠償支援機構 理事長	

(注) 1. 平成26年4月1日付で、代表取締役会長横山進一は取締役顧問に、代表取締役社長佐藤義雄は代表取締役会長に、代表取締役専務執行役員橋本雅博は代表取締役社長に就任しました。また、同日付で、代表取締役専務執行役員浦田治男は代表取締役副社長執行役員に、取締役常務執行役員山口博および同下村弘之は代表取締役専務執行役員に、取締役常務執行役員野呂幸雄および同本城正哉は取締役専務執行役員に就任しました。

2. 平成26年4月1日付で、社団法人生命保険協会は一般社団法人に移行しております。

(2)会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	15	665
監査役	6	120
計	21	786

- (注) 1. 総代会決議(平成18年7月4日)による取締役の報酬等限度額は年額8億4000万円以内(報酬等限度額には使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与は含みません)です。
 2. 総代会決議(平成18年7月4日)による監査役の報酬等限度額は年額1億4400万円以内です。
 3. 取締役の報酬等に関する事項については、社外取締役を中心に構成される「コーポレートガバナンス委員会」を設置し、同委員会の審議・答申を経て取締役会にて決定しております。
 4. 取締役の報酬等の方針は以下のとおりです。
 a. 契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たしえる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
 b. 企業価値の増大に向けた役員のインセンティブを高める報酬内容とする(社外取締役に対しては、本項目は適用しない)。
 c. 報酬等の水準は、他社水準等を勘案し、誠実な業務遂行等を通じて持続的・安定的に成長する会社を目指すという役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。
 d. 優秀な人材を当社の経営陣として確保することができる報酬内容とする。

3. 社外役員に関する事項

(1)社外役員の兼職その他の状況

a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
藤 洋作	株式会社原子力安全システム研究所 代表取締役会長 当社と株式会社原子力安全システム研究所の間に特別な関係はありません。 一般財団法人省エネルギーセンター 会長(代表理事) 当社は、一般財団法人省エネルギーセンターと保険の取引があります。
蒲野 宏之	蒲野綜合法律事務所 代表弁護士 当社と蒲野綜合法律事務所の間に特別な関係はありません。
本林 徹	井原・本林法律事務所 パートナー 当社と井原・本林法律事務所の間に特別な関係はありません。
大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科 教授 当社と学校法人恵泉女学園の間に特別な関係はありません。 特定非営利活動法人あい・ぼーとステーション 代表理事 当社は、特定非営利活動法人あい・ぼーとステーションに対し、子育て支援に関連した助成を行っております。
杉山 武彦	成城大学社会イノベーション学部 教授 当社と学校法人成城学園の間に特別な関係はありません。 原子力損害賠償支援機構 理事長 当社と原子力損害賠償支援機構の間に特別な関係はありません。

b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
藤 洋作	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 社外取締役 当社は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の株式を保有しております。
蒲野 宏之	株式会社小松製作所 社外監査役 当社は、株式会社小松製作所と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。 日本碍子株式会社 社外取締役 当社は、日本碍子株式会社の株式を保有しております。
藤沼 亜起	住友商事株式会社 社外監査役 当社は、住友商事株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 野村ホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、野村ホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有しております。 野村證券株式会社 社外取締役 当社と野村證券株式会社の間に特別な関係はありません。 武田薬品工業株式会社 社外監査役 当社は、武田薬品工業株式会社の株式、債券を保有しております。 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外監査役 当社は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの株式、債券を保有しております。
本林 徹	株式会社日立製作所 社外取締役 当社は、株式会社日立製作所と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 日本電信電話株式会社 社外監査役 当社は、日本電信電話株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。

c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。

(2)社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
藤 洋作	平成19年7月3日就任	取締役会14回開催、うち14回出席	電力会社の代表取締役経験者として、当社の経営について有益な発言を行っております。
蒲野 宏之	平成19年7月3日就任	取締役会14回開催、うち14回出席	法律の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
藤沼 亜起	平成20年7月1日就任	取締役会14回開催、うち14回出席	企業会計の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
本林 徹	平成20年7月1日就任	取締役会14回開催、うち13回出席 監査役会12回開催、うち11回出席	法律の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
大日向 雅美	平成21年7月2日就任	取締役会14回開催、うち13回出席 監査役会12回開催、うち12回出席	社会保障分野の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。
杉山 武彦	平成23年7月5日就任	取締役会14回開催、うち13回出席 監査役会12回開催、うち12回出席	経済学の専門家として、当社の経営について有益な発言を行っております。

(注)「取締役会への出席状況」および「取締役会における発言その他の活動状況」の欄には、監査役の監査役会への出席状況および監査役会における発言状況を含めて記載しております。

(3)責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
藤 洋作	
蒲野 宏之	
藤沼 亜起	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定する。
本林 徹	
大日向 雅美	
杉山 武彦	

(4)社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6	72	—

4. 基金に関する事項

(1)基金拠出額

270,000百万円

(2)当年度末基金拠出者数

8名

(3)基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
株式会社三井住友銀行	71,000	26.29
住友生命第3回基金流動化特定目的会社	70,000	25.92
住友生命第5回基金流動化特定目的会社	50,000	18.51
住友生命第4回基金流動化特定目的会社	30,000	11.11
三井住友信託銀行株式会社	26,000	9.62
株式会社みずほ銀行	15,000	5.55
三井住友海上火災保険株式会社	6,000	2.22
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,000	0.74

(注)住友生命第3回基金流動化特定目的会社、住友生命第4回基金流動化特定目的会社および住友生命第5回基金流動化特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他の
有限責任あづさ監査法人 指定有限責任社員 天野 秀樹 指定有限責任社員 鈴木 敏夫 指定有限責任社員 辰巳 幸久	公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額 162 [*] ※当社と会計監査人との監査契約において、保険業法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。	当社は、会計監査人に対して、左記の公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務以外の業務である団体年金保険管理・特別勘定運用業務、退職給付債務(PBO)計算業務および年金制度管理業務に係る内部統制の検証業務等についての対価を支払っております。

(注) 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は262百万円です。

(2)責任限定契約

該当事項はありません。

(3)会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会が保険業法第53条の9第1項の定めに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意を得て会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務遂行状況などを勘案し不再任を決定する方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をCSRの視点から再整理した「CSR経営方針」、および中長期的に実現すべき顧客視点から見た会社のめざすべき姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。

これらによって構成される経営方針に則り、業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の14第4項第6号の規定に基づき取締役会が本方針を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

当社は、本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとする。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 経営方針および役職員の行動の基本原則を定めた「住友生命グループ行動憲章」によって、高い企業倫理に則った適正な事業活動の遂行を図る。
- 法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」、保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」、および「内部監査方針」に基づき、以下のとおり法令等遵守を徹底する。
(1)コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理するとともに、内部監査企画部および内部監査部(以下、「内部監査部門」という。)が内部監査を通じて法令等遵守に関する検証を行う。
(2)内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
(3)コンプライアンス統括部担当執行役員は、法令等遵守に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査役との意思疎通を図る。
c. 取締役の選任議案の決定にあたっては、当該候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
d. 取締役の職務執行に対する監督の強化を図るために、社外取締役を置く。
e. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」、およびリスクの種類に応じた各リスク管理方針に基づき、以下のとおりリスク管理を行う。
(1)リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。
(2)リスク管理統括部担当執行役員は、リスク管理に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査役との意思疎通を図る。
b. 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画(BCP)」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。
- 経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振り返りを行い必要な改善を図る。

⑤相互会社およびその実質子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 当社および実質子会社を含む子会社等(「子会社等指導管理規程」に定めるもの)それぞれが高い企業倫理に則り公正な事業活動を行うことで、企業集団の業務の適正が確保されるよう、「住友生命グループ行動憲章」を制定する。
- 「子会社等指導管理規程」および指導管理に関する契約に基づき、子会社等に対し法令等遵守・リスク管理等に関する指導管理を行うとともに、内部監査を実施する。
- 必要に応じて当社の役職員を子会社等の監査役または取締役として派遣し、子会社等の内部統制システムの有効性を確認する。

⑥顧客保護が図られることを確保するための体制

お客さまの保護および利便性の向上に向けた各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されないよう利益相反の管理等を行う。

⑦内部監査の実効性を確保するための体制

内部監査の実効性が確保されるよう「内部監査方針」を定め、以下のとおり内部監査を行う。

(1)内部監査部門が内部監査を通じて内部管理態勢等の適切性・有効性の検証を行う。

(2)内部監査部門の担当執行役員は、内部監査に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査役との意思疎通を図る。

⑧監査役の職務を補助すべき使用者およびその独立性に関する事項

a. 監査役会が定める「監査規則」に基づき、監査役室を置く。

b. 監査役室に関する以下の事項について監査役と協議を行う。

(1)定員および予算

(2)所属職員の異動、給与、考課および賞罰

⑨取締役および使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用者は、以下の事項を監査役に報告する。

(1)担当執行役員以上の職位によって決裁された事項

(2)会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

(3)法令または定款に違反する重大な事実

(4)内部通報制度における通報状況

(5)内部監査の実施状況およびその結果

(6)その他監査役が報告を求める事項

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

前2項に定めるもののほか、取締役は「監査規則」に留意し、監査役と意思疎通・情報交換を行うなど監査役の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

7. その他

<相互会社制度運営に関する事項>

- 平成25年9月11日、大阪府において総代候補者選考委員会が開催され、平成27年総代改選についての候補者の選考方針等が決定されました。
- 当年度中の審議員会開催状況は次のとおりです。
 - 平成25年5月24日、東京都において審議員会を開催し、平成24年度事業概況および決算案等について報告しました。
 - 平成25年11月21日、東京都において審議員会を開催し、平成25年度上半期事業概況等について報告しました。
- 当年度中に全国各地の支社等において、合計90回ご契約者懇談会を開催し、1,696名のご契約者に出席いただきました。
- 当年度末現在の社員数は6,762,239名、総代数は178名です。

<商品に関する事項>

- 平成25年10月1日、予定利率変動型5年ごと利差配当付遞増終身保険(一時払い)「ふるはーとW(ダブル)ステップ」を発売しました。主な特長は以下のとおりです。
 - ご契約当初10年間の死亡保険金額を低く設定することで、10年経過以後の死亡保険金額を大きくしております。
 - ご契約日以降20年ごとに金利情勢に応じて予定利率を見直すしくみを導入し、将来金利が上昇した際に死亡保険金額の増加が期待できる内容としております。
- 平成25年10月1日、予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)「ふるはーとS(エス)アドバンス」を発売しました。主な特長は以下のとおりです。
 - 死亡・高度障害保険金は、ご契約当初から一時払保険料を上回ります。
 - ご契約日以降20年ごとに金利情勢に応じて予定利率を見直すしくみを導入し、将来金利が上昇した際に死亡・高度障害保険金額の増加が期待できる内容としております。
- 平成25年12月25日、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)「たのしみワンダフル」を発売しました。主な特長は以下のとおりです。
 - 保険料払込期間中の死亡給付金を既払込保険料相当額に抑えることで、年金受取額が多くなるしくみとしております。
 - ご契約時に保険料払込期間満了年齢や年金受取開始年齢を幅広く設定できるため、よりお客さまのライフプランにあわせた設計が可能です。
 また、この保険のしくみを活用したお子さま向けプラン「たのしみキャンバス」も発売しております。
- 団体定期保険入院保障特約および団体定期保険こども入院保障特約を改定し、平成25年10月1日よりご案内を開始しました(なお、本商品の新規付加の開始は平成26年5月以降になります)。主な特長は以下のとおりです。
 - 従来、継続して5日以上入院された場合を入院給付金の支払対象としておりましたが、これを2日以上の入院に改めるとともに、入院給付金額についても、入院1日目から日数に応じてお支払いするようにしました。
 - 入院保障充実給付金を新設し、入院給付金の支払対象となる入院1回につき、入院給付日額の5倍をお支払いするようにしました。

<社会・文化貢献活動に関する事項>

- 東日本大震災により被災された方々への支援として、被災地でのボランティア活動を推進するとともに、復興支援に取り組む団体へ助成を行いました。
- 少子化対策支援事業「未来を強くする子育てプロジェクト」では、子育て支援活動の表彰、女性研究者への支援の公募2事業を実施するとともに、全国的に子育て支援活動を行っている2団体への助成等を行いました。
- 全国の学童保育等の運営を支援する「スマセイアフタースクールプロジェクト」を開始し、「いのち」「健康」「未来」をテーマとした出張授業等を実施する団体へ助成を行いました。
- 地域社会への取組みとして、各地で職員が海岸清掃等のボランティア活動を行う「スマセイ・ヒューマニー活動」を推進しました。また、誰もが安心していきいきと暮らせる町づくりに取り組む団体へ助成を行いました。
- 地球環境保全事業として、「サンゴ礁保全プロジェクト」を実施し、サンゴ礁の保全に取り組む2団体へ助成を行いました。
- 認知症ケア支援事業では、認知症サポーターの養成に取り組むとともに、認知症に関する社会貢献活動を実施している2団体へ助成を行いました。
- 全国の病院や高齢者施設等において開催されるボランティアコンサートに協賛しました。
- 乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の大切さを伝えるピンクリボン運動を応援しており、使用済み切手の回収を通じた「乳がんをなくすほほえみ基金」への寄付や、「乳がん啓発セミナー」の実施等を通じた啓発活動に取り組んでおります。加えて、がんに関する様々な活動を行っている3団体へ助成を行いました。

9. 24時間テレビ36「愛は地球を救う」に協賛し、番組と連携した募金活動等を行いました。
10. 第28回「全国縦断チャリティコンサート」については、全国で24公演開催しました。ご協力いただいた募金は、各地の福祉事業にお役立てていただくとともに、その一部を活用して東日本大震災により被災された学校へピアノの寄贈を行います。
11. 第37回「こども絵画コンクール」については、各地で作品を募集し、20万点を超えるご応募をいただきました。また、応募いただいた画用紙の枚数等に応じて、児童の福祉増進のための寄付を行いました。
12. 当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額6億2146万5935円の助成を行いました。その内訳は、少子化・子育て支援事業に1億2081万3204円、地域社会・国際社会関連事業等に2321万2211円、地球環境保全事業に2090万円、介護・医療関連事業に2034万520円、芸術・文化支援事業に120万円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8500万円、公益財団法人住友生命健康財団に5000万円です。

＜会社役員に関する事項＞

1. 平成25年7月2日、定時総代会において、取締役に横山進一、佐藤義雄、須崎晃一、浦田治男、橋本雅博、山口博、野呂幸雄、本城正哉、篠原秀典、下村弘之、乾真人、藤洋作、蒲野宏之および藤沼亜起の14名が再任され、就任しました。また、監査役に大日向雅美が再任され、八木信之が新たに選任され、就任しました。
2. 平成25年7月2日、臨時取締役会において、取締役横山進一は代表取締役会長に、取締役佐藤義雄は代表取締役社長に、取締役須崎晃一、同浦田治男および同橋本雅博の3名は代表取締役に選定され、それぞれ就任しました。
3. 平成25年7月2日、監査役会において、監査役八木信之は常勤の監査役に選定され、就任しました。